

令和8年度の後期高齢者医療保険料

令和8年度の保険料額については、7月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

①基礎賦課額(以下『医療分』)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの負担額】} \\ \hline \mathbf{59,963円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(令和7年中の所得 - 最大43万円) ×} \\ \hline \mathbf{11.61\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療分算出保険料} \\ \hline \text{【限度額85万円】} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

②子ども・子育て支援納付金賦課額(以下『子ども分』)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの負担額】} \\ \hline \mathbf{1,364円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(令和7年中の所得 - 最大43万円) ×} \\ \hline \mathbf{0.28\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{子ども分算出保険料} \\ \hline \text{【限度額2万1千円】} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

令和8年度から

『子ども・子育て支援納付金』が追加されます

この制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

子どもたちは将来、社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての人に利点となります。

令和8年4月から『医療分』と併せて徴収します。詳しくは上記の【保険料の計算方法】をご覧ください。

1年間の保険料の上限額は、医療分85万円、子ども分2万1千円の計87万1千円になります。

令和8年度
年間保険料

保険料の軽減と支払い方法

世帯の所得に応じた均等割の軽減や、被用者保険（協会けんぽなど、主にサラリーマンの人が加入している健康保険をいう）の被扶養者に係る軽減制度もあります。

詳しくは、保険料の通知に同封されています『後期高齢者医療制度保険料のお知らせ』をご覧ください。

また、保険料の納入は一部の人を除き、原則『年金からの天引き』です。

ただし、申し出により『口座振替』も可能ですので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

※下記のいずれかに該当する人は『年金からの天引き』の対象外です

- 介護保険料が『年金天引き』されていない人(年金額が年額18万円未満の人)
- 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金受給額の半分以上を超える人
- 制度加入から半年が経過していない人

国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。再度、税務課収納係へ申し出を行ってください

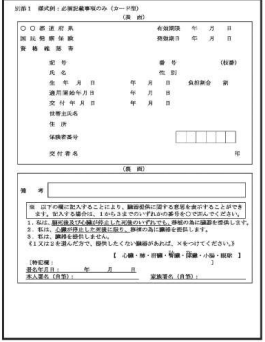

- 【問い合わせ】 ○町民課保険医療係 ○税務課収納係 ○税務課課税係
○北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ ～『資格確認書』と『資格情報のお知らせ』の更新～

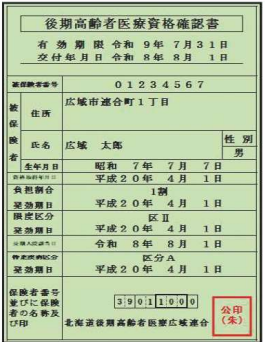

国民健康保険や後期高齢者医療の『資格確認書』は、令和8年7月31日で有効期限が満了します。このため、マイナ保険証(健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいう)を持たない人には新たな『資格確認書』を、マイナ保険証をすでに持っている人には、『資格情報のお知らせ』を送付します。**申請などは不要です。**(『資格情報のお知らせ』だけでは受診できません)

●国民健康保険(7月31日までに届くよう送付します)

※国民健康保険の加入や脱退の手続きは、これまでどおり必要です

	資格確認書	資格情報のお知らせ
様式 (※1)		
対象者	・マイナ保険証をお持ちでない人	・マイナ保険証をお持ちの人
書類	カード型(薄緑色)	A4サイズ(白色)

●後期高齢者医療(7月31日までに届くよう送付します)

	資格確認書	資格情報のお知らせ
様式 (※1)		
対象者	・85歳以上の人 ・マイナ保険証をお持ちでない人 など	・84歳以下でマイナ保険証をお持ちの人
書類	はがき型(黄緑色)	A4サイズ(白色)

※1 画像はイメージです

有効期限の切れた『資格確認書』または『資格情報のお知らせ』は、令和8年8月1日以降に保険医療係に返還していただくか、ご自身で細かく破いて処分してください。

なお、『資格確認書』は、申請することで限度区分などを記載することができますので、詳しくはお問い合わせください。限度区分については、送付書類に同封するパンフレットまたはリーフレットをご覧ください。